

2021年1月5日

## コロナ禍と米中対立の中のインドネシア経済

IIMA 客員研究員 孕石 健次

多くの新興国と同様、インドネシアも 2020 年に予想以上に深刻化したコロナ (COVID-19) 禍や米中対立激化の影響を受け、ジョコ政権は難しい棍取りを迫られている。

コロナ禍については、中国との経済関係が深く、医療・衛生体が整っていない新興国が深刻な打撃を受けている。ジョンズ・ホプキンス大の統計（12月20日現在）によれば、世界全体の累積感染者数 7,620 万人、死者数 168 万人の内、インドネシアはそれぞれ 65 万人、1.9 万人とアジアの中ではインドに次ぐ多さとなっている。2.6 億人の人口を抱えるインドネシアは中国、インドに次ぐ人口大国であることに加え、医療・衛生体制が整っていないことが深刻化の原因である。ジャカルタ首都圏では 4 月以降、ロックダウンやソシャルディスタンシング規制を導入して抑え込みに躍起だが、感染拡大をコントロールする所まで至っていない。そのため、コロナ禍の経済への影響は深刻化している。

1997～1998 年のアジア通貨危機では、スハルト政権崩壊の政治危機に拡大したこともあり、+5～9%で推移してきた GDP 成長率が 98 年に▲13.1%、99 年に+0.8%と急激に落ち込んだ。しかし、経済再構築に取り組んだ結果、10 年後に世界を襲った 2008 年のリーマンショック、翌年のユーロ危機では影響を吸収し 2009 年は+4.7%の落ち込みに抑え、2010 年以降は+5～6%台の成長を取り戻した。しかし、今回のコロナ禍はロックダウンによる経済活動の抑制が響き、2020年第2四半期に▲5.3%（前年同期比）、第3四半期も▲3.4%（同）とアジア通貨危機以来のマイナス成長に落ち込んだ。ただ、政府見通しでは通年の成長率は▲0.6～+1.7%に落ち込むものの、他の新興国に比べ落ち込みの程度は緩やかである。

インドネシア経済にとってのもう一つのマイナス要因は米中対立の激化である。米国の対中輸出規制、中国の対米輸出規制により、インドネシア企業で規制の対象となる米中企業との取引が制限されることになると思われる。しかしながら、これはコロナ禍による経済活動の抑制ほどには悪影響は少ないと思われる。アジア通貨危機で、大国の資金や貿易に過度に依存した結果、大国の投資家や外交政策や経済状況に振り回されることを学んだアセアン諸国はアセアン域内の地域統合を一気に進め、2010 年に先行 6ヶ

国、2018年に後発4ヶ国との自由貿易協定を発効させた。域内での貿易・投資交流により大国との間の「デカップリング」を進める戦略である。更に、一人当たりGDPはアジア通貨危機で1,000ドル未満にまで下落し低所得国に転落したが、2002年には1,000ドルを回復し、以降は順調に拡大、2019年には4,197ドルと高中位所得国の域に達した。この水準では内需が盛り上がることが指摘されており、域内の中所得国、高所得国の旺盛な消費需要もあり、域内を含めた内需、投資主導型の成長が見込まれている。

結論的には、インドネシア経済は、12月からの中国製ワクチンの接種開始を嚆矢とするワクチンの普及が見込まれ、コロナ禍の収束と共にこれまでの活力を取り戻していくと見る。日本のインドネシアへの経済協力も新しいレジームに沿って、インフラ、衛生・医療・環境等の内需の分野にシフトしていくべきだろう。さらに、ITや新しい消費者サービスなどではインドネシア企業との「共創」ということもあるのではないか。

以上

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)  
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

電話: 03-3510-0882 (代)

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。